

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 4 0 号
(交 企 、 交 指)
令 和 6 年 3 月 2 6 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について
道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条第1項に規定する
意見の聴取又は法第104条の2第2項に規定する聴聞（以下「意見の聴取等」という。）
は、意見の聴取等の期日及び場所を公示し、公開により行わなければならないとされて
いる。

交通事故若しくは道路外致死傷（以下「交通事故等」という。）の被害者又は遺族（以
下「被害者等」という。）から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取
等の期日、場所その他参考となる事項（以下「意見の聴取等の期日等」という。）につ
いて、問合せがあった場合等には、下記のとおり対応するなど、被害者等への適切な対
応に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、「交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問い合わせ
への対応について」（平成31年3月6日付け運免第956号）は廃止する。

記

1 意見の聴取等の期日等の回答方法

交通事故等の被害者等からの問合せについては、意見の聴取等手続の事務処理体制
等を考慮して、次の方法等により意見の聴取等の期日等を回答するものとする。

- (1) 青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に、交通事故
等の被害者等から直接問合せがあった場合には、運転免許課で回答すること。
- (2) 当該交通事故等の取扱い警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」とい
う。）に問合せがあった場合には、運転免許課に意見の聴取等の期日等を照会の上、
警察署等から被害者等に回答するものとする。
- (3) 被害者等からの問合せがあった時点において、意見の聴取等の期日等が決定され
ていなかった場合には、運転免許課と警察署等との連携を密にし、決定後速やかに
いずれかの所属から被害者等に回答するものとする。

また、警察署等に被害者等からの問合せがあった時点において、当該交通事故等
に係る行政処分原票等が送付されていない場合には、行政処分原票等の欄外に「被

害者等が意見の聴取等の期日等の連絡を希望していること、当該被害者等の連絡先等の必要事項」を記載して運転免許課へ送付するものとする。

送付を受けた運転免許課では、意見の聴取等の期日等の連絡希望者リスト等を作成の上、意見の聴取等の期日等が決定した時点で被害者等に確実に連絡するなど、その経過を明らかにしておくものとする。

2 留意事項

運転免許課又は警察署等において、被害者等からの問合せに対し、意見の聴取等の期日等について回答する場合、

- 意見の聴取等の会場においては、聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）の規定により、意見の聴取等の主宰者等の指示に従うこと。
- 意見の聴取等の場において発言することはできないこと。
- 意見の聴取等の傍聴席には限りがあること。
- 意見の聴取等の期日に加害者が欠席する場合もあり得ること。

等を教示すること。

担当：運転免許課運転免許管理係